

秋田大学オープンアクセス方針

令和 6 年 5 月 7 日
学 長 決 裁

（趣旨）

- 1 秋田大学（以下「本学」という。）は、本学の研究成果を広く学内外に公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、その成果を社会に還元し、地域と国際社会の持続的発展に貢献すること及び情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たすことを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

（研究成果の公開）

- 2 本学は、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌に掲載された本学の研究者の研究成果（以下「研究成果」という。）を、以下のいずれかの方法によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。
 - （1）秋田大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に登録する。
 - （2）オープンアクセスジャーナルに掲載する。
 - （3）論文のオープンアクセス・オプションを選択し、出版社ウェブサイトに掲載する。
 - （4）外部の機関が設置するリポジトリ等に登録する。
 - （5）その他、当該研究成果の著者が必要と認める方法

（適用の例外）

- 3 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

（適用の不遡及）

- 4 本方針実施以前に出版された研究成果には、本方針は適用されない。

（研究成果の提供とリポジトリへの登録）

- 5 リポジトリへの登録により公開する場合、研究者は、研究成果について、リポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版をできるだけすみやかに本学に無償で提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「秋田大学学術情報リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

（その他）

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附 則

この方針は、令和6年6月1日から実施する。